

★ 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十号）（医務課）

一 改正の要旨

保健師助産師看護師法施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十年六月九日